

熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則

令和5年3月16日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第2条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示の実施の方法は、熊本市情報公開条例施行規則（平成10年規則第48号）第7条に規定する開示の方法の例による。ただし、同規則別表第1に規定する電子情報処理組織を使用して複写させる方法又は電子メールにより送信する方法を用いた写しの交付は、行わない。

(写しの交付の方法による開示に係る費用)

第3条 条例第3条第2項に規定する開示に要する費用の額は、熊本市情報公開条例施行規則第8条第1項に規定する費用の額の例による。

2 前項の費用は、写しの交付を受ける時までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第4条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他市長が適当と認める方法とする。

(書類の様式等)

第5条 法、政令及び条例の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１０月３１日規則第６１号）

この規則は、公布の日から施行する。